

岡山県市町村総合事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 8 号】

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、管理者の面前において、次の宣誓書に署名しなければ、その職務を行ってはならない。

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。